

R 6 営繕 国府支援学校 徳・国府
外構他工事（担い手確保型）

課長	副課長	課長補佐	係長	課員	担当

図 面 リ ス ト

図面番号	図面名称
A-000	図面リスト
A-001	営繕工事共通仕様書 (1)
A-002	営繕工事共通仕様書 (2)
A-003	建築工事特記仕様書 (1)
A-004	建築工事特記仕様書 (2)
欠番 : A-005~A-009	
A-010	配置図・付近見取図
A-011	平均地盤面算定図
欠番 : A-012~A019	
A-020	外部仕上表
A-021	内部仕上表 (1)
A-022	内部仕上表 (2)
A-023	内部仕上表 (3)
A-024	内部仕上表 (4)
A-025	ピット伏図
A-026	1階平面図
A-027	2階平面図
A-028	3階平面図
A-029	4階平面図
A-030	R階、P H階平面図
欠番 : A-031~A044	
A-045	1階平面詳細図 (1)
A-046	1階平面詳細図 (2)
A-047	1階平面詳細図 (3)
A-048	1階平面詳細図 (4)
A-049	1階平面詳細図 (5)
A-050	1階平面詳細図 (6)
A-051	2階平面詳細図 (1)
A-052	2階平面詳細図 (2)
A-053	2階平面詳細図 (3)
A-054	2階平面詳細図 (4)
A-055	2階平面詳細図 (5)
A-056	2階平面詳細図 (6)
A-057	3階平面詳細図 (1)
A-058	3階平面詳細図 (2)
A-059	3階平面詳細図 (3)

図面番号	図面名称
A-060	3階平面詳細図 (4)
A-061	3階平面詳細図 (5)
A-062	3階平面詳細図 (6)
A-063	4階平面詳細図 (1)
A-064	4階平面詳細図 (2)
A-065	4階平面詳細図 (3)
A-066	4階平面詳細図 (4)
A-067	4階平面詳細図 (5)
A-068	4階平面詳細図 (6)
A-069	1階展開図 (1)
A-070	1階展開図 (2)
A-071	1階展開図 (3)
A-072	1階展開図 (4)
A-073	1階展開図 (5)
A-074	1階展開図 (6)
A-075	1階展開図 (7)
A-076	1階展開図 (8)
A-077	1階展開図 (9)
A-078	1階展開図 (10)
A-079	1階展開図 (11)
A-080	1階展開図 (12)
A-081	1階展開図 (13)
A-082	2階展開図 (1)
A-083	2階展開図 (2)
A-084	2階展開図 (3)
A-085	2階展開図 (4)
A-086	2階展開図 (5)
A-087	2階展開図 (6)
A-088	2階展開図 (7)
A-089	2階展開図 (8)
A-090	2階展開図 (9)
A-091	2階展開図 (10)
A-092	3階展開図 (1)
A-093	3階展開図 (2)
A-094	3階展開図 (3)
A-095	3階展開図 (4)
A-096	3階展開図 (5)
A-097	3階展開図 (6)
A-098	3階展開図 (7)
A-099	3階展開図 (8)
A-100	3階展開図 (9)
A-101	4階展開図 (1)
A-102	4階展開図 (2)
A-103	4階展開図 (3)
A-104	4階展開図 (4)
A-105	4階展開図 (5)
A-106	4階展開図 (6)
A-107	4階展開図 (7)
A-108	4階展開図 (8)
A-109	R階展開図 (1)
A-110	1階建具配置図
欠番 : A-111~A128	

図面番号	図面名称
欠番 : A-129~A137	
A-129	1・2階家具配置図
A-130	3・4階家具配置図
A-131	家具詳細図 (1) (参考図)
A-132	家具詳細図 (2) (参考図)
A-133	家具詳細図 (3) (参考図)
A-134	家具詳細図 (4) (参考図)
A-135	家具詳細図 (5) (参考図)
A-136	家具詳細図 (6) (参考図)
A-137	家具詳細図 (7) (参考図)
欠番 : A-138~A163	
A-164	外部サイン配置図
欠番 : A-165~A169	
A-170	サイン詳細図 (1)
欠番 : A-171~A173	
A-174	外部部分詳細図 (2)
欠番 : A-175~A176	
A-177	外部部分詳細図 (5)

図面番号	図面名称
欠番 : A-178~A183	
A-184	内部部分詳細図 (7)
欠番 : A-185~A206	
A-207	雨水樹リスト
A-208	雨水排水撤去図 (参考図) (別途工事)
A-209	雨水排水計画図 (参考図)
欠番 : A-210~A215	
A-216	外構配置図
A-217	外構詳細図 (1)
A-218	外構詳細図 (2)
A-219	外構詳細図 (3)
A-220	外構詳細図 (4)
A-221	外構詳細図 (5)
A-222	外構詳細図 (6) (参考図)
A-223	外構詳細図 (7) (参考図)
A-224	外構詳細図 (8) (参考図)
A-225	外構詳細図 (9)
A-226	外構詳細図 (10)
A-227	外構詳細図 (11)
A-228	外構詳細図 (12)
A-229	表層地盤改良仕様書
欠番 : A-230~A233	
A-234	仮設計画図 (1) (参考図) (別途工事)
A-235	仮設計画図 (2) (参考図) (別途工事)
A-236	仮設計画図 (3) (参考図)
欠番 : A-237~A239	

図面番号	図面名称
A-240	仮設計画図 (7) (参考図)
A-241	仮設計画図 (8) (参考図)
A-242	概略工程表 (参考図)
A-243	支障物件図
欠番 : A-244~A259	
A-260	埋戻し土仮設計画図 (参考図)

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																						
	<p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系メント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎適仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、M10対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>14. 化学物質を発散する建築材料等 ◎本工事に使用する建築材料は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材料、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>15. 施工 ◎設計図面に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図面によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、欄仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は営業課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な措置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図面に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を見つけた場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>16. 建設機械等 ◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成13.10.8建設省総機発第249号最終改正平成14.4.1国総機第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>17. 遠隔現場の試行 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7万円未満の場合において、遠隔現場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔現場に関する試行要領」に基づき遠隔現場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔現場に関する試行要領」に基づき遠隔現場を試行しなければならない。</p> <p>18. 工事看板等 ◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>19. 仮設トイレ ◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター(A3)」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、構設設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>20. 設計変更箇所確認 ◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>21. 工事検査及び技術検査 ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事は、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	<p>22. 完成図等 ◎電子納品：対象 ◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。 ◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする) ・工事写真(写真帳1部(着手前及び完成写真)、電子データ2部) ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料 ◎しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真的に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によると。 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> ◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。 ◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図面に反映させること。</p> <p>23. デジタル工事写真の小黒板情報電子化 ◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県GALS/EGホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p> <p>24. 火災保険 ◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条) (1)対象物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。 (2)付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁修繕工事等) (3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>25. 公共事業労務費調査 ◎当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかねなければならない。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除 (1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②)に規定する場合は、下請負人から報告があったときには、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完了しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>	区 分	サイ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	<p>◎図面番号 A-002 ●縮尺 —</p> <p>株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二</p>
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																									
3千万円未満	—	1回																									
3千万円以上5千万円未満	—	2回																									
5千万円以上1億円未満	1回	2回																									
1億円以上	2回	3回																									
区 分	サイ ズ																										
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																										
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																										
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																										
	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構他工事																									
		●図面名 営繕工事共通仕様書(2)																									

III. 建築工事仕様書

章	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																						
一章 一般共通事項	1. 適用基準等	<p>◎施工条件は次による。 【関連工事に関すること】 本工事に関連する工事は、下記による。</p> <p>(1) 徳島県立国府支援学校校舎棟新築工事のうち建築工事 (2) R5営繕 国府支援学校 徳・国府 校舎棟新築工事電気 (3) R5営繕 国府支援学校 徳・国府 校舎棟新築工事管 (4) R5営繕 国府支援学校 徳・国府 校舎棟新築工事空調 (5) R6営繕 国府支援学校 徳・国府 校舎棟新築工事電気（2）</p> <p>【工事工程に関すること】 (1) 上記関連工事と施工上の各種調整を入念に行い、現場納まり上のトラブル、工程の遅延防止等に努めること。 (2) 本工事の受注者は、現場の着手にあたり、（本工事に係る）建物完成までのマスター工程表を作成し、上記関連工事の受注者に共有の上、特定の工事（ひとつの工事）工程にしわ寄せが行かぬよう、工程の調整を入念に行うこと。 ※マスター工程表は可能な限り日付を詳細に書き記したものとすること。 また、完成したマスター工程表をフォローアップし、最終の工程表を竣工書類に添付すること。 (3) 実施工程表は、マスター工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、工事関係者（発注者の監督員、施設管理者、工事監理者）へ提出し、承認を得ること。</p> <p>【工事現場の状況・施工上の制約等に関すること】 (1) 本工事対象施設は、特別支援学校の中でも小学部・中学部・高等部のすべてが存在し、児童数、生徒数及び職員数が県内最大規模の学校であることから、通学（通勤）時間帯においては、校内をはじめ学校周辺が非常に混雑する。このため、工事関係車両の入退場及び工事用資機材の搬入・搬出は、原則この通学時間帯には行わないこと。 ※基本的な通学時間帯は次のとおりとする。 詳細な時間帯は学部や曜日により異なり、また変動する場合もあるので十分注意すること。 ・登校 8:30～9:45 ・下课 13:30～15:30 (2) 施工時間は、原則9:00～18:00までとする。但し、事前に学校管理者と協議し承諾を得られた場合や、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りでない。 (3) 狭い学校敷地内を工夫しながら学校運営（授業・各種行事）していることから、工事区域外における行為（工事車両の通行等）で学校敷地内を使用する際は、事前に学校管理者にその概要を説明し、承諾を得ること。 (4) 本工事は、学校運営が継続している状態での工事となることから、学校運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、騒音、振動、既存建物の停電、断水等を伴う工程は、事前に学校管理者にその概要を説明・協議し、承諾を得ること。 (5) 学校行事（平時の授業、体育祭・文化祭等のイベント等）により施工時期が制限される場合があるため、学校管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。 (6) 資機材の搬入・搬出経路については別図（仮設計画図（参考図））のとおりとする。なお、図示以外の経路を必要とする場合は、学校管理者に協議し、承諾を得ること。 (7) 工事対象施設内では、別図（仮設計画図（参考図））に示す作業員動線図に基づき移動し、工事区域外への立入りには十分注意すること。 (8) 現場着手前に工事範囲について入念な現地調査を行うと共に、学校管理者へのヒアリングを行い、 (9) 埋蔵文化財調査への対応 本工事において設置（施工）する地下オイルタンク躯体工事の掘削にあたっては、文化財保護法に基づき埋蔵文化財の調査が必要となるため、受注者は、事前に（作業の概ね1か月前に）工事日程を監督員に報告し、調査員の工事立会を要請すること。また、埋蔵文化財の調査に協力すること。躯体工事中（掘削施工中）に埋蔵文化財が発見された場合は、工事を一時休止する等の措置が必要となる場合がある。当該措置については、標準請負契約約款の規定、その他受発注者間の協議により決定するものとする。 (10) 本工事において設置（施工）する浄化槽躯体工事の掘削にあたっては、実施工程表及び総合施工計画書作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行うこと。また、関連工事業者とも十分に調整を行うこと。 (11) その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>○一般道路の清掃、防塵に努め、破損した場合は施工者の負担にて補修を行うこと。 ・工事の施工に当たっては一般交通等に支障を及ぼさないよう充分注意し施工するものとする。</p>	5. 産業廃棄物の処理	<p>◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 （注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>処分許可業者の会社名（処分区分）</th> <th>優良</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離(km)</th> <th>処分費(税抜、円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート（無筋）</td> <td>四国リサイクル(株)</td> <td>○</td> <td>名西郡石井町高川原1696-1 名西郡石井町高川原1696-1</td> <td>4.2</td> <td>900</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>コンクリート（有筋）</td> <td>津崎興産(有)</td> <td>○</td> <td>名西郡石井町藍畑西西甕941 名西郡石井町藍畑西西甕941</td> <td>9.7</td> <td>500</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>四国リサイクル(株)</td> <td>○</td> <td>名西郡石井町高川原1696-1 名西郡石井町高川原1696-1</td> <td>4.2</td> <td>1,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>(株)旭金属</td> <td>○</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>13.6</td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>(株)リリース</td> <td></td> <td>三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2</td> <td>59.3</td> <td>16,000</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>(財)徳島県環境整備公社</td> <td></td> <td>坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td>20.3</td> <td>5,640</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>(有)徳島興産</td> <td>○</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>13.4</td> <td>10,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>(株)オオタ</td> <td>○</td> <td>徳島市西新町二丁目22番地 徳島市論田町新開6番地91</td> <td>14.4</td> <td>17,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>7A'系含有成形骨材等（優石骨等）</td> <td>(株)明和クレーン</td> <td></td> <td>三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>79.9</td> <td>36,000</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸協の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p>	種 類	処分許可業者の会社名（処分区分）	優良	所在地	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位	コンクリート（無筋）	四国リサイクル(株)	○	名西郡石井町高川原1696-1 名西郡石井町高川原1696-1	4.2	900	t	コンクリート（有筋）	津崎興産(有)	○	名西郡石井町藍畑西西甕941 名西郡石井町藍畑西西甕941	9.7	500	t	アスファルト	四国リサイクル(株)	○	名西郡石井町高川原1696-1 名西郡石井町高川原1696-1	4.2	1,000	t	金属	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	13.6	0	t	廃プラスチック	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2	59.3	16,000	m ³	ガラス	(財)徳島県環境整備公社		坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	20.3	5,640	t	木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	13.4	10,000	t	石膏ボード	(株)オオタ	○	徳島市西新町二丁目22番地 徳島市論田町新開6番地91	14.4	17,000	t	7A'系含有成形骨材等（優石骨等）	(株)明和クレーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	79.9	36,000	m ³	二章 仮設工事	<p>1. 敷地の状況確認</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構築物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。 ◎設計QLの設定は、TP9、10とする。KBMからの高さについては配置図による。 設計QL=KBM1+640=KBM2+615=TP9、10</p> <p>2. ベンチマーク</p> <p>3. 足場等</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合する名を使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に登録簿指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎仮囲い（仕様： 、H= m、L= m）（図示）</p> <p>◎ゲート（有・無、仕様： ）</p> <p>◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。</p> <p>◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。</p> <p>◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎その他</p> <p>◎監督員事務所は（設ける（面積 m²程度）・設けない）</p> <p>◎既存電力利用（出来る・出来ない）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用（出来る・出来ない）、水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎同用地は、（図示の場所に・【用意していないので業者にて】設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。</p>	<p>5. 建設発生土の処理</p> <p>◎増外搬出適正処分とする。 民間の処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000㎥までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。</p> <p>◎土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。</p> <p>・最終処分場の指定 排 出 土：砂質土 会 社 名：有限会社菊水物産 所 在 地：鳴門市大麻町大谷字さぶ風谷14番地3番 処分単価：1m³当たり3,400円（税抜き） 運搬距離：18.6kmを見込んでいる。 運搬経路：国道192号線→県道41号線→県道167号線→県道12号線→県道228号線</p> <p>・再資源化施設の指定 会 社 名：宮崎基礎建設株式会社 所 在 地：鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1 処分単価：1t当たり13,500円（税抜き） 運搬距離：13.7kmを見込んでいる。 運搬経路：国道192号線→県道41号線→県道167号線</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>7. 山留め</p> <p>◎山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行うこと。</p> <p>◎法面施工の場合（ ・ ・ ）</p> <p>◎山留めの存置 存置範囲 図示による。</p> <p>◎鋼材等抜き跡は地盤の変形を防止する適切な措置を講ずること。</p> <p>◎工事前排水は、かま場を設置し水中ポンプ、ノッチタンク等により適切に行うこと。</p>	<p>三章 土工</p> <p>1. 砂利・砂・割り石及び捨割れ土等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込碎石</td> <td>基礎下</td> <td>60mm</td> <td>C-40</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>土間下</td> <td>60mm</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマ→3回突き、振動コンパクター→2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎捨コンクリートは、無筋コンクリート（スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²）とし、厚さは50mmとする。</p> <p>◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみみみは250mm、断熱材のある場合のみみみは400mm以上とする。</p> <p>◎防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。</p> <p>2. 地盤改良</p> <p>◎六面クロム溶出試験を（行う・行わない）。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。 六面クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固結材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日 建設第258号）の「六面クロム溶出試験実施要領（案）」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六面クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。</p>	種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲	切込砂利				切込碎石	基礎下	60mm	C-40	再生クラッシュラン	土間下	60mm	RC-40
		種 類	処分許可業者の会社名（処分区分）	優良	所在地	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位																																																																																						
コンクリート（無筋）	四国リサイクル(株)	○	名西郡石井町高川原1696-1 名西郡石井町高川原1696-1	4.2	900	t																																																																																								
コンクリート（有筋）	津崎興産(有)	○	名西郡石井町藍畑西西甕941 名西郡石井町藍畑西西甕941	9.7	500	t																																																																																								
アスファルト	四国リサイクル(株)	○	名西郡石井町高川原1696-1 名西郡石井町高川原1696-1	4.2	1,000	t																																																																																								
金属	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	13.6	0	t																																																																																								
廃プラスチック	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2	59.3	16,000	m ³																																																																																								
ガラス	(財)徳島県環境整備公社		坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	20.3	5,640	t																																																																																								
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	13.4	10,000	t																																																																																								
石膏ボード	(株)オオタ	○	徳島市西新町二丁目22番地 徳島市論田町新開6番地91	14.4	17,000	t																																																																																								
7A'系含有成形骨材等（優石骨等）	(株)明和クレーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	79.9	36,000	m ³																																																																																								
種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲																																																																																											
切込砂利																																																																																														
切込碎石	基礎下	60mm	C-40																																																																																											
再生クラッシュラン	土間下	60mm	RC-40																																																																																											
2. 重要備品等	<p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無）</p> <p>備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p>		三章 土工	<p>4. 地均し</p> <p>◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。 ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p>																																																																																										
3. 施工調査	<p>◎調査期間</p> <p>本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は2週間とする。</p>			<p>1. 根切り</p> <p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な措置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同層以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>2. 排水</p> <p>◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p> <p>3. 埋め戻し及び盛土</p> <p>◎使用土は（A種・ 種・C種・D種）とし、機器により締め固める。</p> <p>◎建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。 ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。 (1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合 (2) 購入土（切込碎石、砂、真砂土等）である場合</p> <p>◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。</p>	<p>1. 根切り</p> <p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な措置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同層以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>2. 排水</p> <p>◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p> <p>3. 埋め戻し及び盛土</p> <p>◎使用土は（A種・ 種・C種・D種）とし、機器により締め固める。</p> <p>◎建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。 ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。 (1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合 (2) 購入土（切込碎石、砂、真砂土等）である場合</p> <p>◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。</p>	<p>1. 砂利・砂・割り石及び捨割れ土等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込碎石</td> <td>基礎下</td> <td>60mm</td> <td>C-40</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>土間下</td> <td>60mm</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマ→3回突き、振動コンパクター→2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎捨コンクリートは、無筋コンクリート（スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²）とし、厚さは50mmとする。</p> <p>◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみみみは250mm、断熱材のある場合のみみみは400mm以上とする。</p> <p>◎防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。</p> <p>2. 地盤改良</p> <p>◎六面クロム溶出試験を（行う・行わない）。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。 六面クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固結材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日 建設第258号）の「六面クロム溶出試験実施要領（案）」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六面クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。</p>	種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲	切込砂利				切込碎石	基礎下	60mm	C-40	再生クラッシュラン	土間下	60mm	RC-40																																																																								
種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲																																																																																											
切込砂利																																																																																														
切込碎石	基礎下	60mm	C-40																																																																																											
再生クラッシュラン	土間下	60mm	RC-40																																																																																											
4. 交通誘導警備員	<p>◎交通誘導警備員</p> <p>交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に0日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備員業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている・義務付けられていない） ・警備員は、延0人（昼0人、夜0人：うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。 また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p>		<p>4. 地均し</p> <p>◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。 ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p>																																																																																											

○印 …… 適用作業

工事種目	とび	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	
新設			・ とび作業	
鉄筋	鉄筋施工		・ 鉄筋組立て作業	
コンクリート	コンクリート圧送施工		・ コンクリート圧送工事作業	
型枠	型枠施工		・ 型枠工事作業	
鉄骨	鉄工		・ 構造物鉄工作業	
防水	防水施工		・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質7アクリル-11工法防水工事作業 ・ 改質7アクリル-1常圧粘結工法防水工事作業 ・ FPP防水工事作業	
		タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
		木	建築大工	・ 大工工事作業
		屋根及びとい	建築検査	・ 内外装検査作業
			かわらぶき	・ かわらぶき作業
		金風	建築検査	・ 内外装検査作業
		左官	左官	・ 左官作業
		建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
塗装	塗装		・ 建築塗装作業	
			・ フラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カラーコート系床仕上げ工事作業 ・ 樹脂地下工事作業 ・ ボーダー仕上げ工事作業 ・ カラー工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業	
内装	内装仕上げ施工		・ 表具作業 ・ 壁装作業	
			・ 建築配管作業	
配管	配管		・ 造園工事作業	
舗装	造園			
機械設備	冷凍空調調機機器施工		・ 冷凍空調調機機器施工	

●工事名
R6営繕 国府支援学校 徳・国府 外構他工事

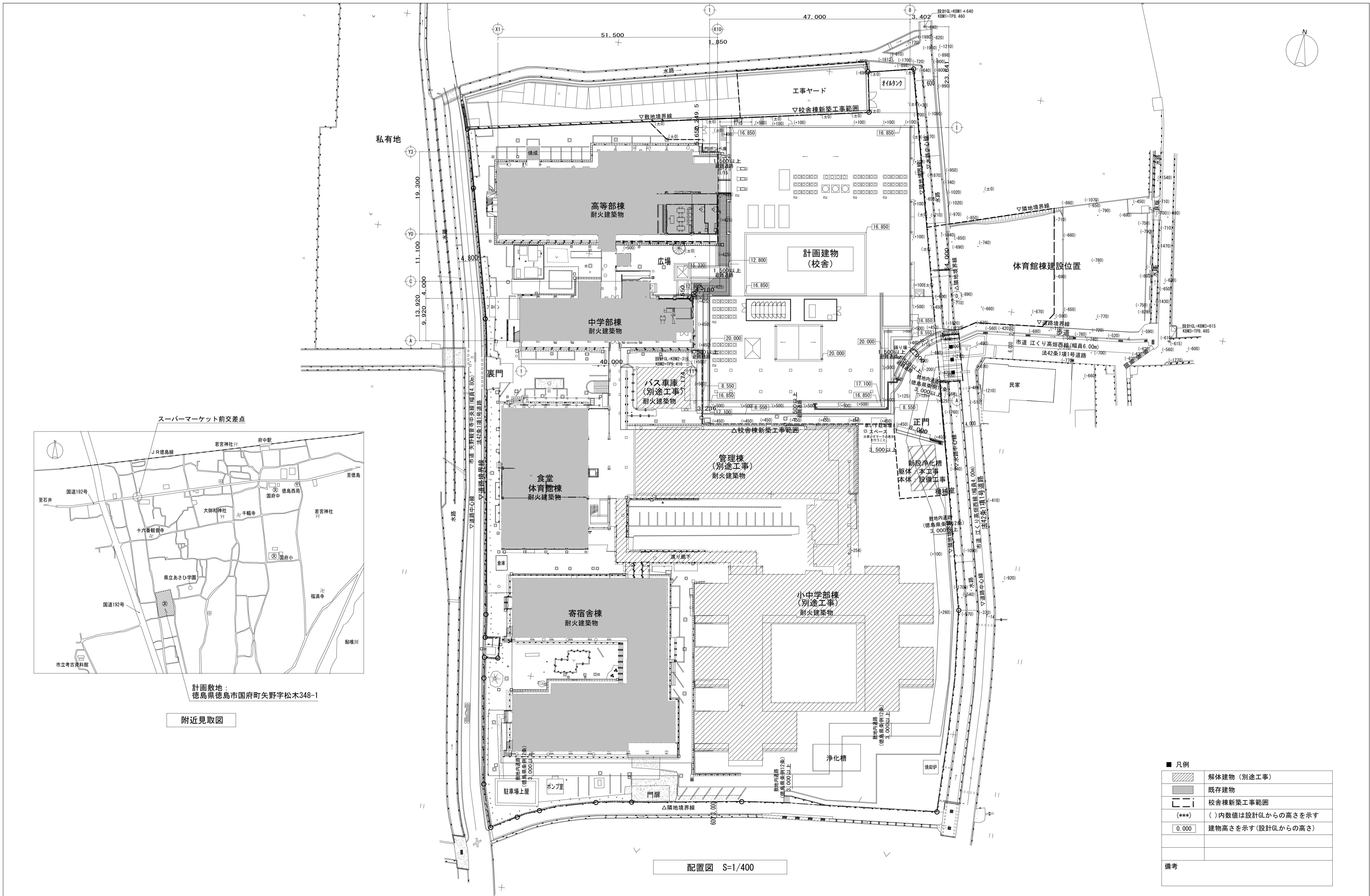
●図面番号
A-003

株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所
一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号
一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二

●図面名
建築工事特記仕様書（1）

●縮尺
—

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																			
五章 鉄筋工事	1. 材料 <table border="1"> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295</td> <td>D10～D16</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状・径・寸法・100角 径:6φ</td> <td>—</td> </tr> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10～D16	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状・径・寸法・100角 径:6φ	—	六章 コンクリート工事	◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa20（エヌエーツーオー）換算で0.04g以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。	八章 左官工事	3. 床コンクリート 直均し仕上げ	◎施工箇所（ 図示 ）																				
	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																						
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10～D16																																							
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—																																							
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状・径・寸法・100角 径:6φ	—																																							
2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	4. レディミクストコンクリート工場の指定	◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1 (4) によることとし、監督員の承諾を受けること。	3. 仕上がり塗材	◎仕上塗材は、JIS A 6909（建築用仕上塗材）による。なお、下塗材、増塗材、主材及び上塗材は、同一製材所の製品とする。下記記載以外については標準仕様書15章を準用する。 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>呼び名</th> <th>上塗材</th> <th>仕上げの形状</th> <th>耐候性</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> </tr> <tr> <td>防水形複層仕上塗材</td> <td>防水形複層仕上塗材CE</td> <td>フッ素つやあり</td> <td>凸部処理</td> <td>耐候形3種</td> <td>吹付け</td> <td>不燃</td> <td>コクリト</td> <td>(註1)</td> </tr> <tr> <td>薄付け仕上塗材</td> <td>外装薄塗材E</td> <td>アクリルつやけし</td> <td>平坦形状</td> <td></td> <td>こて塗り</td> <td>不燃</td> <td>コクリト</td> <td>(註1)</td> </tr> </table> (註1) C-1（カチオン系）	種類	呼び名	上塗材	仕上げの形状	耐候性	工法	防火認定	下地仕上	下地調整	防水形複層仕上塗材	防水形複層仕上塗材CE	フッ素つやあり	凸部処理	耐候形3種	吹付け	不燃	コクリト	(註1)	薄付け仕上塗材	外装薄塗材E	アクリルつやけし	平坦形状		こて塗り	不燃	コクリト	(註1)										
種類	呼び名	上塗材	仕上げの形状	耐候性	工法	防火認定	下地仕上	下地調整																																		
防水形複層仕上塗材	防水形複層仕上塗材CE	フッ素つやあり	凸部処理	耐候形3種	吹付け	不燃	コクリト	(註1)																																		
薄付け仕上塗材	外装薄塗材E	アクリルつやけし	平坦形状		こて塗り	不燃	コクリト	(註1)																																		
3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は（ 重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手）とする。 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。 ◎鉄筋の継手の位置は図示による。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。 ◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。	5. 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック）とする。 <table border="1"> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>広葉樹</td> <td>12mm</td> <td></td> </tr> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり				標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし	広葉樹	12mm		九章 ユニツト及びその他工事	1. 黒板及びホワイトボード	◎種別（鋼製（ホーロー）） 枠の材質は（アルミ製）とする。 ◎色彩は（緑 ・ 黒 ・ 白 ）とする。 ※黒板・ホワイトボードの補強工事は別途工事とする。
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																					
県産木製型枠	—	なし																																								
標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり																																								
標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし																																								
標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし																																								
標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし	広葉樹	12mm																																						
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。 ◎杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。 ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節－基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節－梁貫通孔その他配筋〕による。	6. 無筋コンクリート	◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 <input type="radio"/> 捨コンクリート <input type="radio"/> 補強筋を必要としないコンクリート	1. フェンス	フェンスの種類 <input type="radio"/> ビニル被覆エキスパンドフェンス <input type="radio"/> 樹脂塗装メッシュフェンス <input type="radio"/> 鋼管フェンス <input type="radio"/> アルミフェンス 高さ <input type="radio"/> 図示																																					
5. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の見査を受ける。	◎設計基準強度（ 18 N/mm^2 ）、スランプ（ 18 cm ）	◎設計基準強度（ 18 N/mm^2 ）、スランプ（ 18 cm ）	3. 既製家具	◎合板、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、MDF及びパーティクルボードを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎詳細については詳細図による																																					
六章 コンクリート工事	1. 一般事項	◎コンクリートの種別 ・ I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・ II類（JIS A 5308への適合したコンクリート）	七章 タイル工事	1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	◎伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置は、図示の箇所及び標仕により、割付図を作成し監督員の承認を得ること。 ◎下地のひび割れ誘発目地の位置及び他部材との取合い部には、伸縮調整目地を設ける。 ◎屋内のタイル張りにおいては、入隅部、建具枠回り及び設備器具との取合い部に伸縮調整目地を設ける。																																					
	2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。		2. セメントモルタルによるタイル張り	◎屋外用、防滑仕様とすること。 ◎タイル張り工法（ 圧着張り工法 クシ目施工） ◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 ◎タイルの製造所： 評価名簿による。 ◎見本焼きを（行う ・ 行わない ）。 ◎試験張りを（行う ・ 行わない ）。 ◎既製調合モルタルの製造所： 評価名簿による。 ◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。																																					
3. 普通コンクリート	◎セメントの種類は、（ 普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種フライアッシュセメントB種）とする。 ◎骨材は、標仕6.3.1 (2) による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（できる ・ できない ）。 ◎細骨材に含まれる塩化物質量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物質量は、 0.3 kg/m^3 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試験りは（行う ・ 行わない ）。 ◎所要空気量は $4.5\pm 1.5\%$ とする。	1. 一般事項	◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。	10章 排水工事	1. 排水管	◎排水管材料 <table border="1"> <tr> <th>材種</th> <th>管の種類</th> <th>呼び径</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管 VP</td> <td></td> <td>150・200</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	材種	管の種類	呼び径	備考	硬質ポリ塩化ビニル管 VP		150・200																													
材種	管の種類	呼び径	備考																																							
硬質ポリ塩化ビニル管 VP		150・200																																								
		2. モルタル塗り	◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度な水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。 ◎モルタルは（現場調合材料 ・ 既配合材料）。 ◎下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。 <table border="1"> <tr> <th>使用箇所</th> <th>仕上の種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> </tr> <tr> <td>庇（3階見下げ）</td> <td>金コテ</td> <td>ポリエチレン</td> <td>ウレタン塗膜防水</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	庇（3階見下げ）	金コテ	ポリエチレン	ウレタン塗膜防水					2. 側境、排水桝等	◎側境の形状： 図示 ◎排水マスの種類： 図示																									
使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無																																							
庇（3階見下げ）	金コテ	ポリエチレン	ウレタン塗膜防水																																							
			◎防水剤の製造所： 評価名簿による。 ◎目地の位置及び寸法は、図示による。 ◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。	3. 街きよ、縁石、側溝	◎地業材料：再生クラッシュラン 厚さ 図示 ◎砂利地業の厚さは、（ 60 mm ）とする。 ◎コンクリート設計基準強度等： 18 N/mm^2 、スランプ= 15 cm ◎街きよ、縁石及び側溝 <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>現場打ちU型側溝</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </table>	名称	形状	寸法	備考	現場打ちU型側溝	図示	図示																														
名称	形状	寸法	備考																																							
現場打ちU型側溝	図示	図示																																								
				11章 舗装工事	2. 路盤	◎再生加熱アスファルト混合物を（ 使用する ・ しない ）。 <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>密粒度アスファルト混合物</td> <td></td> </tr> </table>	種別	種類	備考	加熱アスファルト混合物			再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物																												
種別	種類	備考																																								
加熱アスファルト混合物																																										
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物																																									
					3. アスファルト舗装	◎シールコートは（行う ・ 行わない ）。 ◎アスファルト混合物の抽出試験は（行う ・ 行わない ）。 ◎切取り試験を（行う ・ 行わない ）。 ◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。 ◎地域は（ 一般地域 ・ 寒冷地域 ）とする。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。																																				
					4. コンクリート舗装	◎目地材は注入の場合（ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ ）による。 ◎目地 <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th colspan="2">目地の種類</th> <th>目地の間隔</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">歩行者用通路</td> <td>縦方向</td> <td>付合せ</td> <td>3m</td> </tr> <tr> <td>横方向</td> <td>収縮</td> <td>4m</td> </tr> </table>	部 位	目地の種類		目地の間隔	歩行者用通路	縦方向	付合せ	3m	横方向	収縮	4m																									
部 位	目地の種類		目地の間隔																																							
歩行者用通路	縦方向	付合せ	3m																																							
	横方向	収縮	4m																																							
					5. 区画線	◎路面標示位置、間隔は図示による。 ◎材料：種類（溶融）、色（白）、塗布幅（ 150 mm ）、塗布厚さ（ 1.0 mm ）																																				
					6. 排水の処理	◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。																																				
	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構他工事 ●図面名 建築工事特記仕様書（2）	●図面番号 A-004 ●縮尺 —	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二																																						



計画敷地：
徳島県徳島市国府町矢野字松木348-1

附近見取図

配置図 S=1/400

■ 凡例

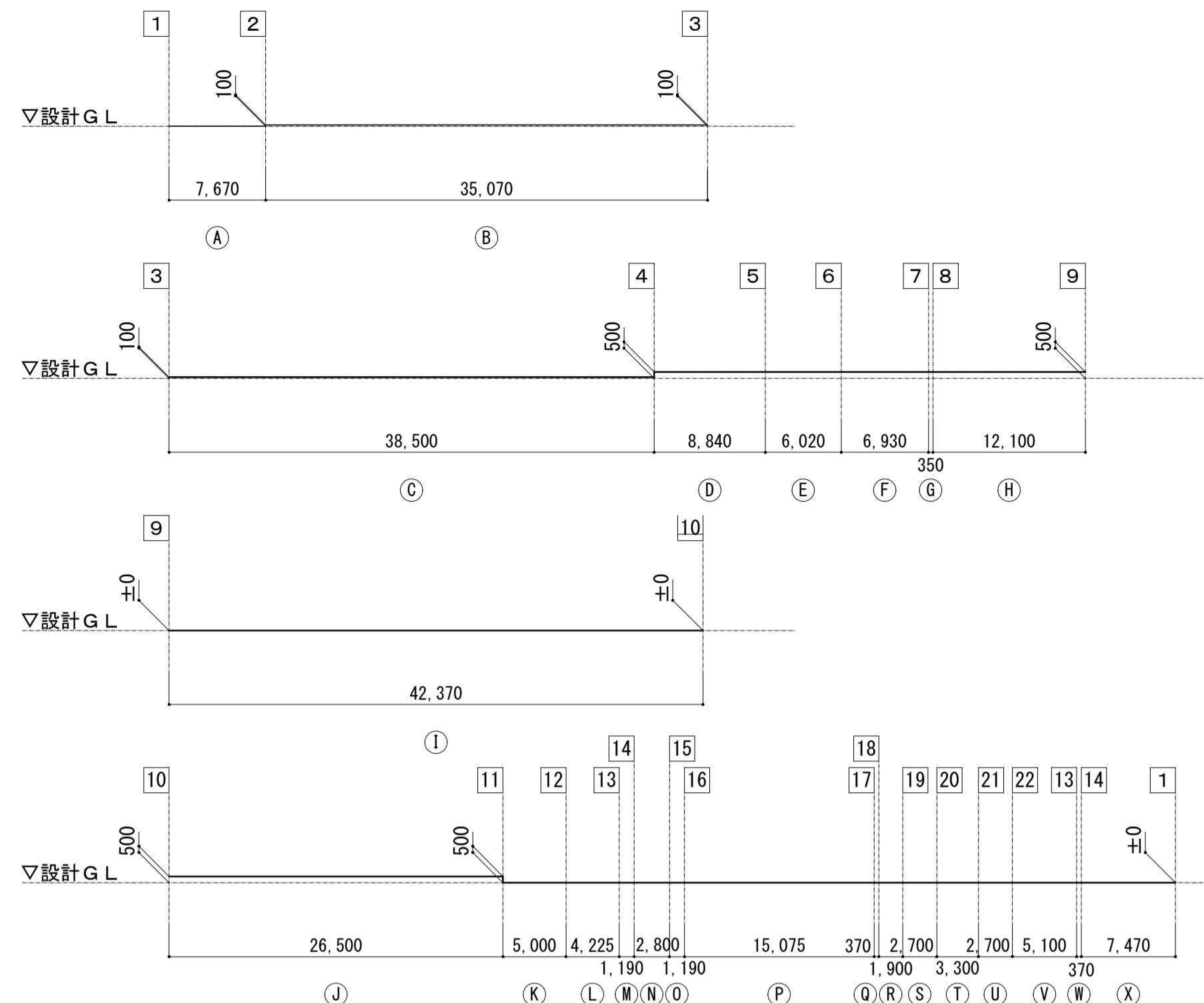
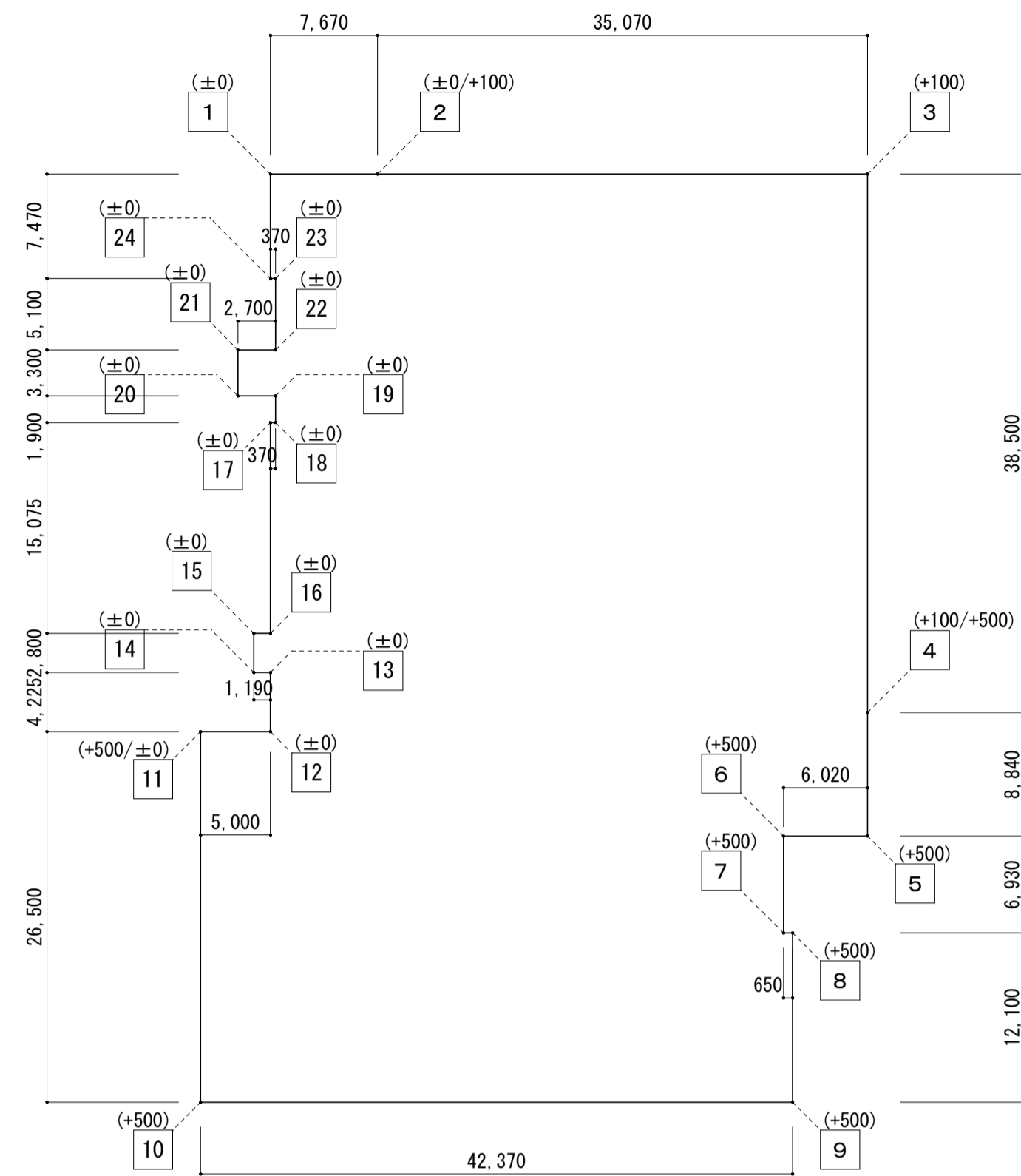
	解体建物 (別途工事)
	既存建物
	校舎棟新築工事範囲
	()内数値は設計GLからの高さを示す
	建物高さを示す(設計GLからの高さ)

備考

徳島県県土整備部営繕課	● 工事名 R6 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構他工事	● 図面番号 A-010	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	● 図面名 配置図・付近見取図	● 縮尺 A1:1/400 A3:1/800	

平均地盤面算定図 (計画建物 1)

平均地盤面算定図 (計画建物 2)

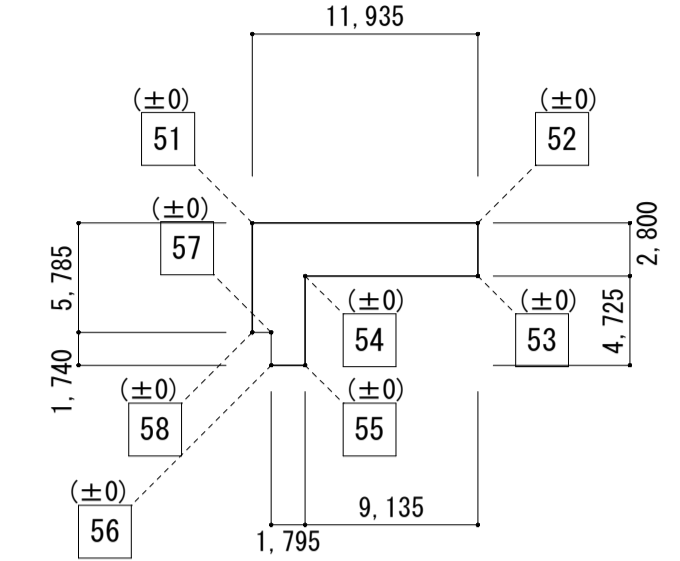


平均地盤面算定図 S=1/400
(計画建物 1)

符号	周長 (m)	深さ 1 (m)	深さ 2 (m)	面積 (㎡)	平均値 (m)
(A)	1 - 2	7.670	0.000	0.000	0.000
(B)	2 - 3	35.070	0.100	0.100	3.507
(C)	3 - 4	38.500	0.100	0.100	3.850
(D)	4 - 5	8.840	0.500	0.500	4.420
(E)	5 - 6	6.020	0.500	0.500	3.010
(F)	6 - 7	6.930	0.500	0.500	3.465
(G)	7 - 8	0.350	0.500	0.500	0.175
(H)	8 - 9	12.100	0.500	0.500	6.050
(I)	9 - 10	42.370	0.000	0.000	0.000
(J)	10 - 11	26.500	0.500	0.500	13.250
(K)	11 - 12	5.000	0.000	0.000	0.000
(L)	12 - 13	4.225	0.000	0.000	0.000
(M)	13 - 14	1.190	0.000	0.000	0.000
(N)	14 - 15	2.800	0.000	0.000	0.000
(O)	15 - 16	1.190	0.000	0.000	0.000
(P)	16 - 17	15.075	0.000	0.000	0.000
(Q)	17 - 18	0.370	0.000	0.000	0.000
(R)	18 - 19	1.900	0.000	0.000	0.000
(S)	19 - 20	2.700	0.000	0.000	0.000
(T)	20 - 21	3.300	0.000	0.000	0.000
(U)	21 - 22	2.700	0.000	0.000	0.000
(V)	22 - 23	5.100	0.000	0.000	0.000
(W)	23 - 24	0.370	0.000	0.000	0.000
(X)	24 - 1	7.470	0.000	0.000	0.000
合計		237.740		37.727	0.158

設計G.L. : ±0.000m
平均G.L. : 安全側として設計G.L.±0を平均G.L.とする。

※ 面積 = [深さ(1) + 深さ(2)] × 周長 / 2
※ 平均G.L. = 面積合計 / 周長合計



平均地盤面算定図 S=1/400
(計画建物 2)

設計G.L. : ±0.000m
平均G.L. = 設計G.L.±0.00を、設計G.L.±0を平均G.L.とする。

徳島県土整備部営繕課

●工事名
R 6 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構他工事
●図面名
平均地盤面算定図

●図面番号
A-011
●縮尺

株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所
一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号
一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二

■ 内部仕上表																																	
1 【VOC ○箇所】：化学物質の濃度測定の対象室及び測定箇所数を示す。																																	
階	室名	居室	内装制限	排煙設備	床仕上げ高	床			壁			天井			備考	階	室名	居室	内装制限	排煙設備	床仕上げ高	床			壁			天井			備考		
						下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ								下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ		下地	仕上
1階	小学部 普通教室(1)～(6)	○	準		±0	C(D)	VS(C)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5	EP フッ合板t4.0+ネットt0.8 +和紙t0.4(※-) EP	LGS GB-Rt9.5	GB-D(P)t9.5	VI	2700	カウンター、窓下収納 手洗い流し、ロッカー 木製カーンBOX(レール共) 化粧鏡、白板	1階	アレルギー調理室	○	準		±0	C(D)	塗床B	床材 巻上	300	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	面台
	【VOC 2箇所】 対象：普通教室(1)				-10					C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)		LGS GB-Rt9.5	天然木化粧合板 t6.0	2400							-200												
	リラックスルーム	○	準		±0	C(D)	VS(C)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5	EP (FL+1100以上) 保護マット張り (FL+1100まで)	LGS GB-Rt9.5	GB-D(P)t9.5	VI	2500						±0	C(D)	塗床B	床材 巻上	300	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	受渡カウンター	
	【VOC 1箇所】				-10																	-200											
	教室間WC	○	準		±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	幼児用トイレブース 洗面カウンター、面台 汚垂石タイル(小便器用) 上部棚、シャワーパン						±0	C(D)	塗床B	床材 巻上	300	LGS GB-Rt12.5+9.5	EP-G	LGS	GB-Dt9.5	VI	2500	
	【VOC 1箇所】				-10					C(C) GB-St12.5(GL)												-200											
	教材庫(1)	○	準		±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5	EP	LGS	GB-Dt9.5	VI	2500	収納棚						±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	面台 手洗(設備工事)
	【VOC 1箇所】				-10					C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)												-10											
	事務室	○	準		±0	C(D)	Tct6.5 一部VS(A) H=100	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2700	受付カウンター、可動機 (ローカー、ハイカウンター) 収納棚、窓下収納 木製カーンBOX(レール共) 総合分電盤(設備工事) キボックス、面台						±0	C(D)	塗床B	床材 巻上	300	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	面台 手洗(設備工事)
	【VOC 2箇所】				-100					C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)		LGS GB-Rt9.5	天然木化粧合板 t6.0	2400								-200											
校長室	○	準		±0	C(D)	Tct6.5	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5	壁紙(塩ビ)	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2700	収納棚、窓下収納 手洗い(設備工事) 木製カーンBOX(レール共)						±0	C(D)	塗床B	床材 巻上	300	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	面台 手洗(設備工事)	
【VOC 1箇所】				-10					C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)		LGS GB-Rt9.5	天然木化粧合板 t6.0	2400								-200												
給湯	○	準		±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5	EP-G	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	ミニキッチン							±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5	EP-G	LGS	GB-Dt9.5	VI	2500	カーテンレール(V字) 床見切り(SUS)
【VOC 1箇所】				-10																	-200												
保健室(1)、(2)	○	準		±0	C(D)	VS(E)t2.0 一部VS(A)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2700	掲示板 収納棚、窓下収納 収納ベッド、面台 カーテンレール(V字)、ミニキッチン 手洗い(設備工事) 木製カーンBOX(レール共)						±0	C(D)	塗床B	床材 巻上	300	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500		
【VOC 2箇所】 対象：保健室(1)				-10					C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)		LGS GB-Rt9.5	天然木化粧合板 t6.0	2400								-10												
相談室	○	準		±0	C(D)	Tct6.5	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500							±0	C(D)	VS(D)t2.0	SUS HL	100	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	洗面カウンター、面台 汚垂石タイル(小便器用) 化粧鏡 床見切り(SUS) トイレブース	
【VOC 1箇所】				-10					C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)												-10												
会議室(1)	○	準		±0	C(D)	Tct6.5	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2700	木製カーンBOX(レール共)						±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	洗面カウンター、面台 汚垂石タイル(小便器用) 化粧鏡 床見切り(SUS) トイレブース	
【VOC 2箇所】				-10					C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)		LGS GB-Rt9.5	天然木化粧合板 t6.0	2400								-10												
ランチルーム	○	準		±0	C(D)	VS(B)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5	壁紙(塩ビ) EP-G	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2700	木製カウンター机 木製カーンBOX(レール共) 面台、手洗(設備工事) 掲示板						±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	多機能トイレ機、 フック(設備工事)	
【VOC 4箇所】				-10					C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)												-10												
調理室	○	準		±0	C(D)	塗床A 塗床B	床材 巻上	300	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	面台 手洗(設備工事)							±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	面台 洗濯パン(設備工事)
【VOC 2箇所】				-200					C(C) GB-St12.5(GL)												-10												
洗浄室	○	準		±0	C(D)	塗床B	床材 巻上	300	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	面台 手洗(設備工事) 下膳棚						±0	C(D)+M	VS(A)t2.0 磁器質300角タイル 点字タイル	SUS HL	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500	床見切り(SUS) 掲示板	
【VOC 2箇所】				-200					C(C) GB-St12.5(GL)												-10												
下処理室	○	準		±0	C(D)	塗床B	床材 巻上	300	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	面台 手洗(設備工事) 受渡カウンター						±0	C(D)+M	VS(A)t2.0 磁器質300角タイル 点字タイル	SUS HL	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500	受付カウンター (ローカー、ハイカウンター) 床見切り(SUS)	
【VOC 1箇所】				-200																	-10												

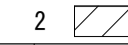
※1：○の部分のロッカー・白板・掲示板・収納棚は本工事とし、壁内の補強等は別途工事とする。


■ 内部仕上表																																	
1 【VOC ○箇所】：化学物質の濃度測定の対象室及び測定箇所数を示す。																																	
階	室名	居室	内装制限	排煙設備	床仕上げ	床		壁		天井		備考	階	室名	居室	内装制限	排煙設備	床仕上げ	床		壁		天井		備考								
						下地	仕上	仕上	高さ	下地	仕上								下地	仕上	廻縁	天井高	下地	仕上		仕上	高さ	下地	仕上	下地	仕上	廻縁	天井高
1階	倉庫(1)、(2)				±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Dt9.5	VI	2500		2階	サーバー室				±0 -10	C(D) 0A7D7 H=100	Tct6.5	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500		
	【VOC 1箇所】 対象：倉庫(1)																																
	小学部遊戯ホール		準		±0	C(D)	VS(A)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	VI	2700	床見切り(SUS) 掲示板					±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	ミニキッチン		
	廊下(1)、(2) ホール		準		±0	C(D)	VS(A)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP 壁紙(塩ビ) 磁器タイル貼り	LGS GB-Rt9.5	VI	2500 2700	手洗い(ホールのみ) 掲示板 床見切り(SUS) 木製パネル						±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS	GB-Dt9.5	VI	2500	収納棚	
	ポンプ室				±0	C(D)	防塵塗床	-	-	LGS GB-Rt12.5+9.5 C(B)	素地のまま	C(B)	-	直天							±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP-G	LGS	GB-Dt9.5	VI	2500	木製カーテンBOX(レール共) カーテンレール(V字)	
	収納				±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS	VI	2500	収納棚						±0	C(D)	VS(D)t2.0	SUS HL	100	LGS GB-St12.5 C(C) GB-St12.5(GL)	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	洗面カウンター、面台 汚垂石タイル(小便器用) 化粧鏡 床見切り(SUS) トイレブース	
倉庫(3)				±0	C(D)	防塵塗床	-	-	LGS GB-Rt12.5+9.5 C(B)	EP	C(B)	-	直天							±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5 C(C) GB-St12.5(GL)	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	洗面カウンター、面台 汚垂石タイル(小便器用) 化粧鏡 床見切り(SUS) トイレブース		
物入(1)、(2)、(3)				±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS	VI	2500	可動棚 (物入(1)、(2))						±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	多機能トイレバック、 フックインボード(設備工事) 面台、シャワパン、カーテンレール		
2階	小学部 普通教室(1)～(13)	○	準		±0	C(D)	VS(C)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP タフ合板t4.0+マフネットt0.8 +初付板 t0.4(非-) EP	LGS GB-Rt9.5	VI	2700	カウンター、窓下収納 手洗い流し、ロッカー 木製カーテンBOX(レール共) 化粧鏡、白板 木製パネル					±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5 C(C) GB-St12.5(GL)	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	面台 洗濯パン(設備工事)		
	小学部ホール	○	準		±0	C(D)	VS(C)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	VI	2700	移動間仕切り 木製カーテンBOX(レール共) 白板					±0	C(D)	VS(A)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP 壁紙(塩ビ)	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500	掲示板 木製パネル		
	図書室 (小学部利用) (中学高等部利用)	○	準		±0	C(D)	Tct6.5	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	壁紙(塩ビ)	LGS GB-Rt9.5	VI	2700	カウンター 本棚、円形本棚 木製カーテンBOX(レール共)					±0	C(D)	VS(A)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL) C(C)(R部分) FG-Bt6.0+6.0+6.0(GL)	壁紙(塩ビ)	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500			
	会議室(1)	○	準		±0	C(D)	Tct6.5	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	VI	2700	木製カーテンBOX(レール共)					±0	C(D)	VS(C)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP (FL+1300以上) 保護マット張り (FL+1300まで)	LGS	GB-D(P)t9.5	VI	2500			
	職員室	○	準		±0	C(D)	Tct6.5	SUS HL	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	VI	2700	窓下収納、収納棚 木製カーテンBOX(レール共) 掲示板																		
	印刷室				±0	C(D)	Tct6.5	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS	VI	2500	収納棚																		
放送室				±0	C(D)	Tct6.5	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	VI	2500																				

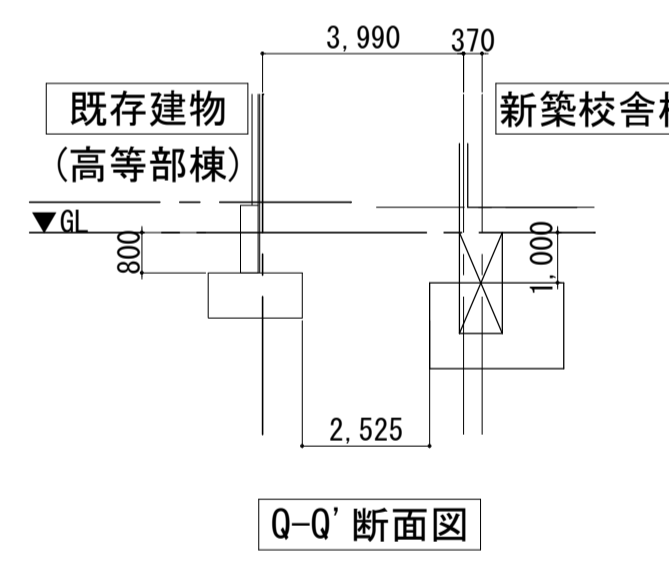
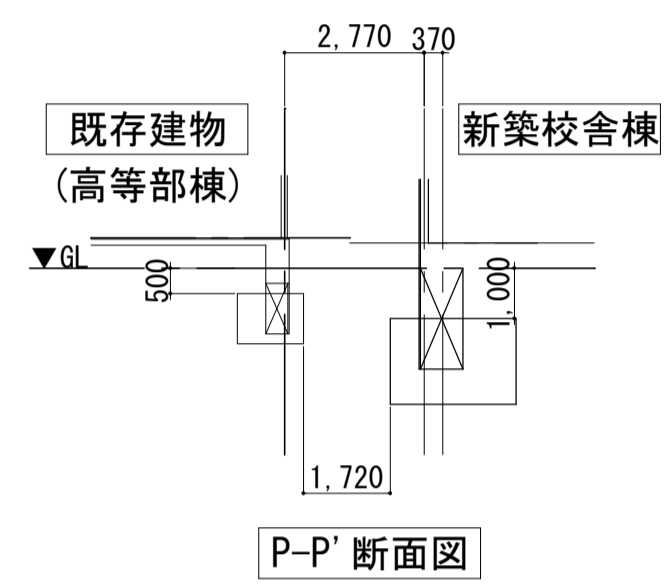
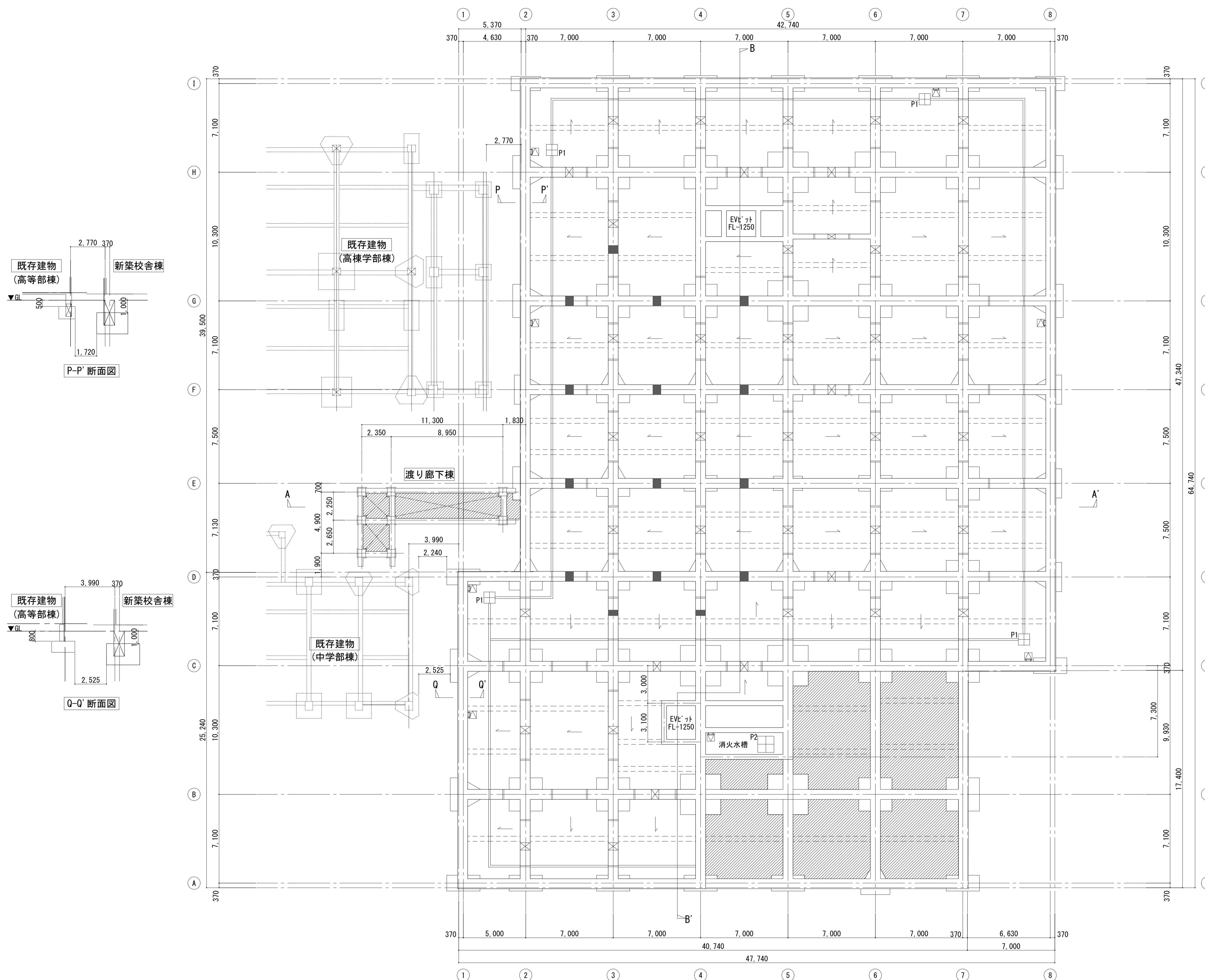
※ 1： ○の部分のロッカー・白板・掲示板・収納棚は本工事とし、壁内の補強等は別途工事とする。

■ 内部仕上表																																		
1 【VOC 〇箇所】：化学物質の濃度測定の対象室及び測定箇所数を示す。																																		
階	室名	居室	内装制限	排煙設備	床仕上げ	床			壁			天井			備考	階	室名	居室	内装制限	排煙設備	床仕上げ	床			壁			天井			備考			
						下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ								下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ				
3階	中学部普通教室(1)~(19)	○	準		±0	C(D)	VS(C)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	ラワン合板t4.0+マダニットt0.8 +和付板t0.4(ホロ-) EP	LGS	木製カーテンBOX(レール共) GB-D(P)t9.5	VI	2700	カウンター、窓下収納 手洗い流し、ロッカー 木製カーテンBOX(レール共) 化粧鏡 白板	4階	高等部普通教室(1)~(23)	○	準		±0	C(D)	VS(C)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	ラワン合板t4.0+マダニットt0.8 +和付板t0.4(ホロ-) EP	LGS	木製カーテンBOX(レール共) GB-D(P)t9.5	VI	2700	カウンター、窓下収納 手洗い流し、ロッカー 木製カーテンBOX(レール共) 化粧鏡 白板	
	【VOC 2箇所】 対象：普通教室(1)				-10							LGS GB-Rt9.5	天然木化粧合板 t6.0	2400										LGS GB-Rt9.5	天然木化粧合板 t6.0	2400								
	多目的ホール	○	準		±0	C(D)	VS(C)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2700 2400	木製カーテンBOX(レール共) 移動間仕切り 白板		更衣室(男)(1),(2),(3) 更衣室(女)				±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP-G	LGS		VI	2500 2400	木製カーテンBOX(レール共) カーテンレール(V字)	
	【VOC 2箇所】				-10																													
	更衣室(男)、(女)				±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP-G	LGS	GB-Dt9.5	VI	2500 2400	木製カーテンBOX(レール共) カーテンレール(V字)		教材庫(1)				±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS		VI	2500	木製カーテンBOX(レール共) 収納棚	
	【VOC 1箇所】 対象：更衣室(女)				-10																													
	教材庫(1)、(2)				±0	C(D)	VS(F)t2.0	VB	60	LGS GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS	GB-Dt9.5	VI	2500	収納棚		リラククスルーム	Ⓢ	準		±0	C(D)	VS(C)t2.0	VB	60	LGS GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP (FL+1700以上) 保護マット張り (FL+1700まで)	LGS		VI	2500		
	【VOC 1箇所】				-10																													
リラククスルーム	Ⓢ	準		±0	C(D)	VS(C)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP (FL+1700以上) 保護マット張り (FL+1700まで)	LGS	GB-D(P)t9.5	VI	2500			生徒MWC(1),(2) 生徒WWC(1),(2)				±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5 C(C) GB-St12.5(GL)	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500 2300	洗面カウンター、面台 汚垂石タイル(小便器用) 化粧鏡 床見切り(SUS) トイレブース		
【VOC 1箇所】				-10																														
職員MWC 職員WWC				±0	C(D)	VS(D)t2.0	SUS HL	100	LGS GB-St12.5 C(C) GB-St12.5(GL)	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	洗面カウンター、面台 汚垂石タイル(小便器用) 化粧鏡 床見切り(SUS) トイレブース		多機能WC				±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5 C(C) GB-St12.5(GL)	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	多機能トイレタック、 フィッティングボード(設備工事) 面台、シャワパン、カーテンレール		
【VOC 1箇所】				-10																														
生徒MWC(1)、(2) 生徒WWC(1)、(2)				±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5 C(C) GB-St12.5(GL)	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500 2300	洗面カウンター、面台 汚垂石タイル(小便器用) 化粧鏡 床見切り(SUS) トイレブース		洗濯室				±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5 C(C) GB-St12.5(GL)	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	手洗い(設備工事) 面台		
【VOC 1箇所】				-10																														
多機能WC				±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5 C(C) GB-St12.5(GL)	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	多機能トイレタック、 フィッティングボード(設備工事) 面台、シャワパン、カーテンレール		廊下(1)・(2) 高等部ホール(1)・(2)				±0	C(D)	VS(A)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500	木製カーテンBOX(レール共) スクリーンボックス(スクリーン共) 掲示板		
【VOC 1箇所】				-10																														
洗濯室				±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	100	LGS GB-St12.5 C(C) GB-St12.5(GL)	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	手洗い(設備工事) 面台		廊下(1)				±0	C(D)	VS(A)t2.0	VB	60	C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500			
【VOC 1箇所】				-10																														
廊下(1)、(2) 中学部ホール(1)、(2)				±0	C(D)	VS(A)t2.0	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500	木製カーテンBOX(レール共) 掲示板 木製パネル																			
【VOC 1箇所】				-10																														

※1：○の部分のロッカー・白板・掲示板・収納棚は本工事とし、壁内の補強等は別途工事とする。

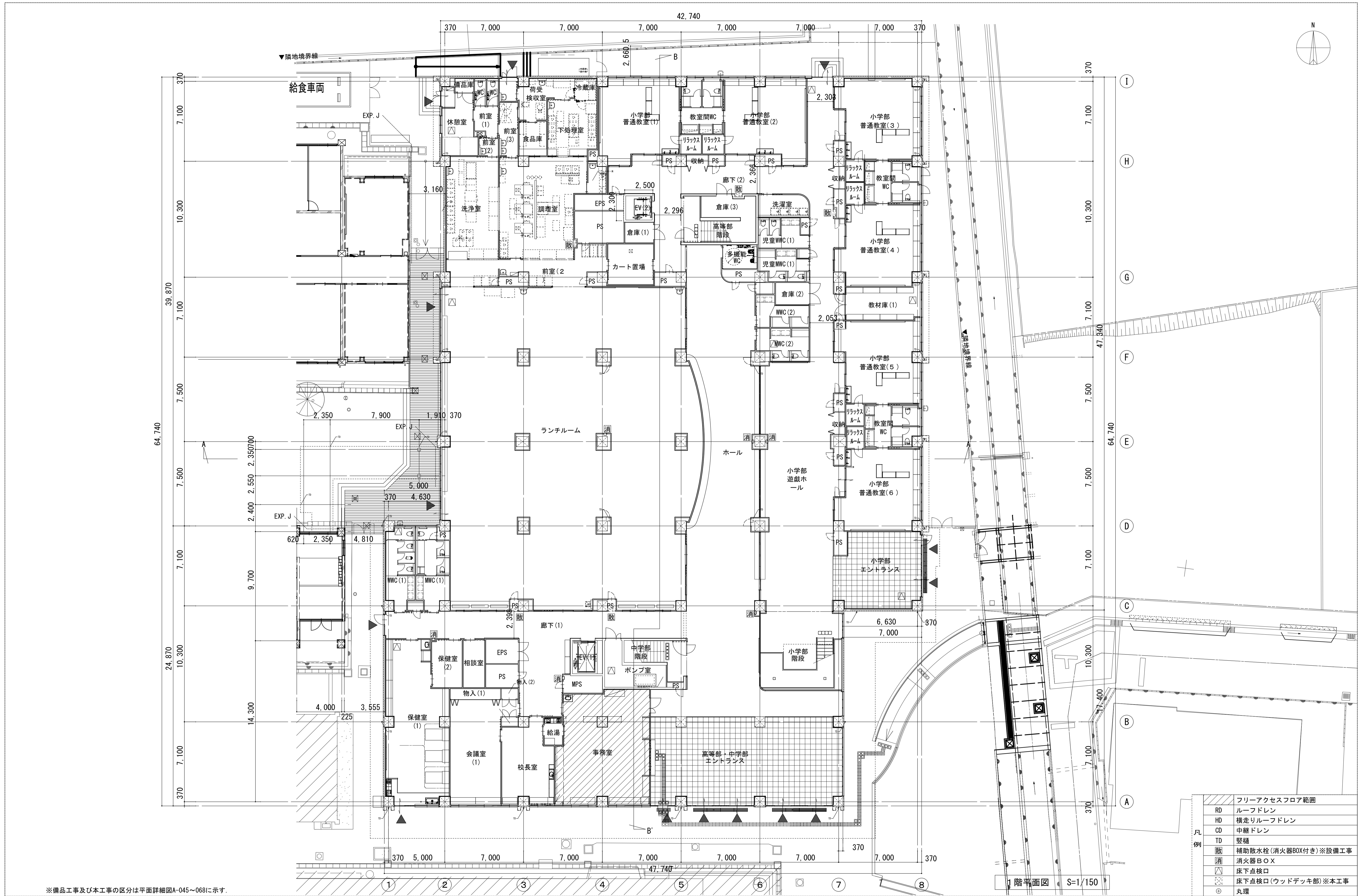
■ 内部仕上表																																
1 【VOC ○箇所】：化学物質の濃度測定の対象室及び測定箇所数を示す。 2  については改修前撤去部分を示す。 3 【AS】についてはアスベスト含有建材を示す。																																
階	室名	居室	内装制限	排煙設備	床仕上げ	床			壁			天井			備考	階	室名	居室	内装制限	排煙設備	床仕上げ	床			壁			天井			備考	
						下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ								下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ	下地	仕上	高さ		
共通	PS				±0	C(D)	-	-	-	LGS GB-Rt12.5 C(B)	素地のまま	C(B)	素地のまま	-	直天		【改修前】 昇降口				±0	M	VS±2.0	M (VP塗)	100	M(T)	EP	LGS	不燃ボードt9.0 (アスベスト含有)	W	2500	下足箱、傘立て
	EPS				±0	C(D)	-	-	-	LGS GB-Rt12.5 C(B)	素地のまま	C(B)	素地のまま	-	直天		【改修後】 昇降口				±0	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
																																-10
	MPS				±0	C(D)	-	-	-	LGS GB-Rt12.5 C(B)	素地のまま	C(B)	素地のまま	-	直天		【改修前】 被服教室				±0	M	VS±2.0 一部撤去 (下地共)	珪藻土 合板 (OP塗) 一部 撤去	100	M(T) 一部撤去(躯体共)	EP	LGS	不燃ボードt9.0【AS】 一部撤去(下地共)	W	3000	行事黒板、掲示板 掃除用具入
	小学部階段	準			±0	C(D)	VS(A)t2.0 点字ビニルタイル	VB	60	LGS GB-R-Ht12.5+GB-Ft9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL) LGS(R部分) FG-Bt6.0+6.0+6.0	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500	両側木製手摺(2段)	【改修後】 被服教室				±0	下地調整	VS(A)t2.0 一部新設 (下地共)	珪藻土 合板 素地 一部 新設	100	LGS GB-Rt12.5+t9.5 一部新設(下地共)	EP	LGS	GB-Dt9.5 一部新設(下地共)	W	3000 2500	同上
	中学部階段	準			±0	C(D)	VS(A)t2.0 点字タイル	VB	60	LGS GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0 段裏・EP	VI	2500	両側木製手摺(2段)	【改修前】 教材室				±0	M	VS±2.0 一部撤去 (下地共)	珪藻土 合板 (OP塗) 一部 撤去	100	M(T) 一部撤去(躯体共)	EP	LGS	不燃ボードt9.0【AS】 一部撤去(下地共)	W	3000	行事黒板、掲示板 掃除用具入
	高等部階段	準			±0	C(D)	VS(A)t2.0 点字タイル	VB	60	LGS GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0 段裏・EP	VI	2500	両側木製手摺(2段)	【改修後】 教材室				±0	下地調整	VS(A)t2.0 一部新設 (下地共)	珪藻土 合板 素地 一部 新設	100	LGS GB-Rt12.5+t9.5 一部新設(下地共)	EP	LGS	GB-Dt9.5 一部新設(下地共)	W	3000 2500	同上
	EV(1)、(2)				±0	C(D)	珪酸質系 塗布防水 (FLまで)	-	-	C(C)	素地のまま	C(C)	素地のまま	-	直天		【改修前】 教室				±0	SL	天然木 フローリング t15.0	杉 集成材 CL塗	75	LGS GB-Rt12.5+GB-R-Ht9.5	EP-G	LGS	GB-Rt9.5+DRt9.5	V1	3000	平面黒板、掲示板、 ロッカー、SUS手洗い カーテンBOX カーテンレール、室名札
	渡り廊下(1)	準			±0	C(D)	VS(A)t2.0	VB	60	LGS GB-Rt12.5+9.5	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500		【改修後】 教室				±0	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
																																-10
	渡り廊下(2)	準			±0	C(D)	VS(A)t2.0	VB	60	LGS GB-Rt12.5+9.5 C(C) GB-Rt12.5+9.5(GL)	EP	LGS GB-Rt9.5	DRt9.0	VI	2500		【改修前】 多目的室(1)、(2)				±0	SL	天然木 フローリング t15.0 一部撤去	杉 集成材 CL塗 一部 撤去	75	LGS GB-Rt12.5+GB-R-Ht9.5 一部撤去(下地共)	EP-G	LGS	GB-Rt9.5+DRt9.5 一部撤去(下地共)	V1	3000	平面黒板、移動間仕切り スクリーン、SUS手洗い カーテンBOX カーテンレール、室名札
	SK				±0	C(D)	VS(D)t2.0	床材 巻上	60	LGS GB-St12.5	FK-Dt6.0	LGS GB-Rt9.5	FK-Dt6.0	VI	2500	掃除用フック2か所 面台、水切柵	【改修後】 多目的室				±0	下地調整	複合 フローリング t12.0 一部新設	珪藻土 合板 素地 一部 新設	75	LGS GB-Rt12.5+GB-R-Ht9.5 一部新設(下地共)	EP-G	LGS	GB-Rt9.5+DRt9.5 一部新設(下地共)	同上	同上	同上
					±0												【改修前】 教室				±0	SL	天然木 フローリング t15.0 一部撤去	杉 集成材 CL塗 一部 撤去	75	LGS GB-Rt12.5+GB-R-Ht9.5 一部撤去(下地共)	EP-G	LGS	GB-Rt9.5+DRt9.5 一部撤去(下地共)	V1	3000	平面黒板、掲示板、 ロッカー、SUS手洗い カーテンBOX カーテンレール、室名札
					±0												【改修後】 教室				±0	下地調整	VS(A)t2.0 一部新設 (下地共)	珪藻土 合板 素地 一部 新設	75	LGS GB-Rt12.5+GB-R-Ht9.5 一部新設(下地共)	EP-G	LGS	GB-Rt9.5+DRt9.5 一部新設(下地共)	同上	同上	同上
					±0												【改修前】 廊下				±0	SL	VS±2.0 一部撤去 (下地共)	杉 集成材 CL塗 一部 撤去	75	LGS GB-Rt12.5+GB-R-Ht9.5 一部撤去(下地共)	EP-G	LGS	GB-Rt9.5+DRt9.5 一部撤去(下地共)	V1	2500	
					±0												【改修後】 廊下				±0	下地調整	VS(A)t2.0 一部新設 (下地共)	珪藻土 合板 素地 一部 新設	75	LGS GB-Rt12.5+GB-R-Ht9.5 一部新設(下地共)	EP-G	LGS	GB-Rt9.5+DRt9.5 一部新設(下地共)	同上	同上	同上

※1：  の部分のロッカー・白板・掲示板・収納棚は本工事とし、壁内の補強等は別途工事とする。



凡例

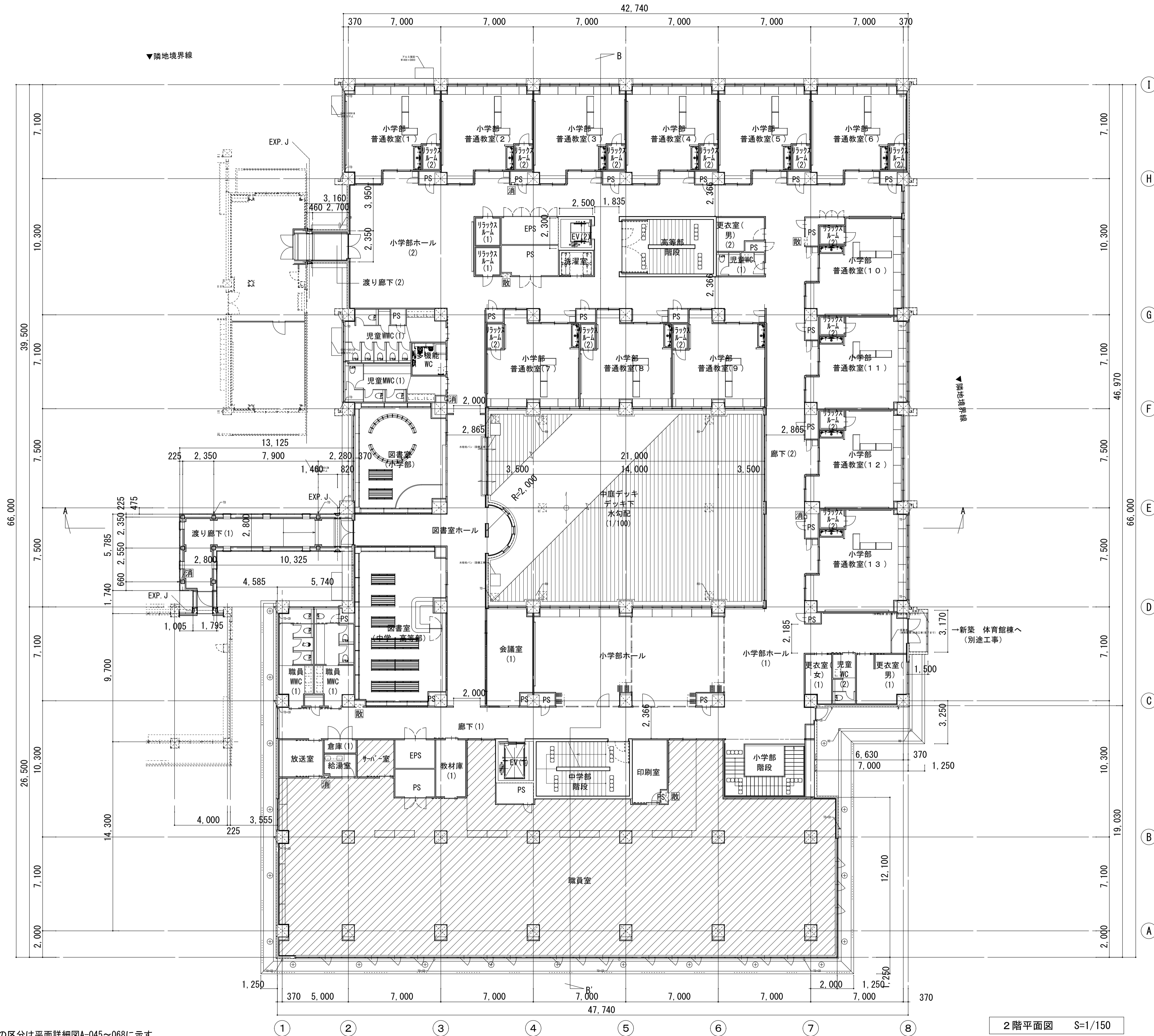
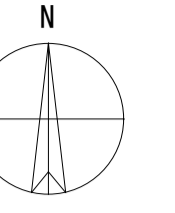
	埋め戻し範囲
	設備配管用開口 650φ, 450φ
	釜場 900×900×H600 (モルタルt30)
	釜場 1300×1300×H500 (モルタルt30)
	上部 点検口 600×600 タラップ 5段 SUS 22φ W400×D200 @350
	人通路 600φ
	上部 連通管 VP50φ 下部 通水管 VP100φ 半割
	排水溝 W=150, H=200(立上り側面共にモルタルt30) 水勾配 1/400



※備品工事及び本工事の区分は平面詳細図A-045~068に示す。

凡例	フリーアクセスフロア範囲
RD	ルーフトレン
HD	横走りルーフトレン
CD	中継ドレン
TD	壁樋
■	補助散水栓(消火器BOX付き)※設備工事
□	消火器BOX
△	床下点検口
⊗	床下点検口(ウッドデッキ部)※本工事
○	丸環

徳島県土整備部営繕課	● 工事名 R6 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構他工事	● 図面番号 A-026	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	● 図面名 1階平面図	● 縮尺 A1:1/150	

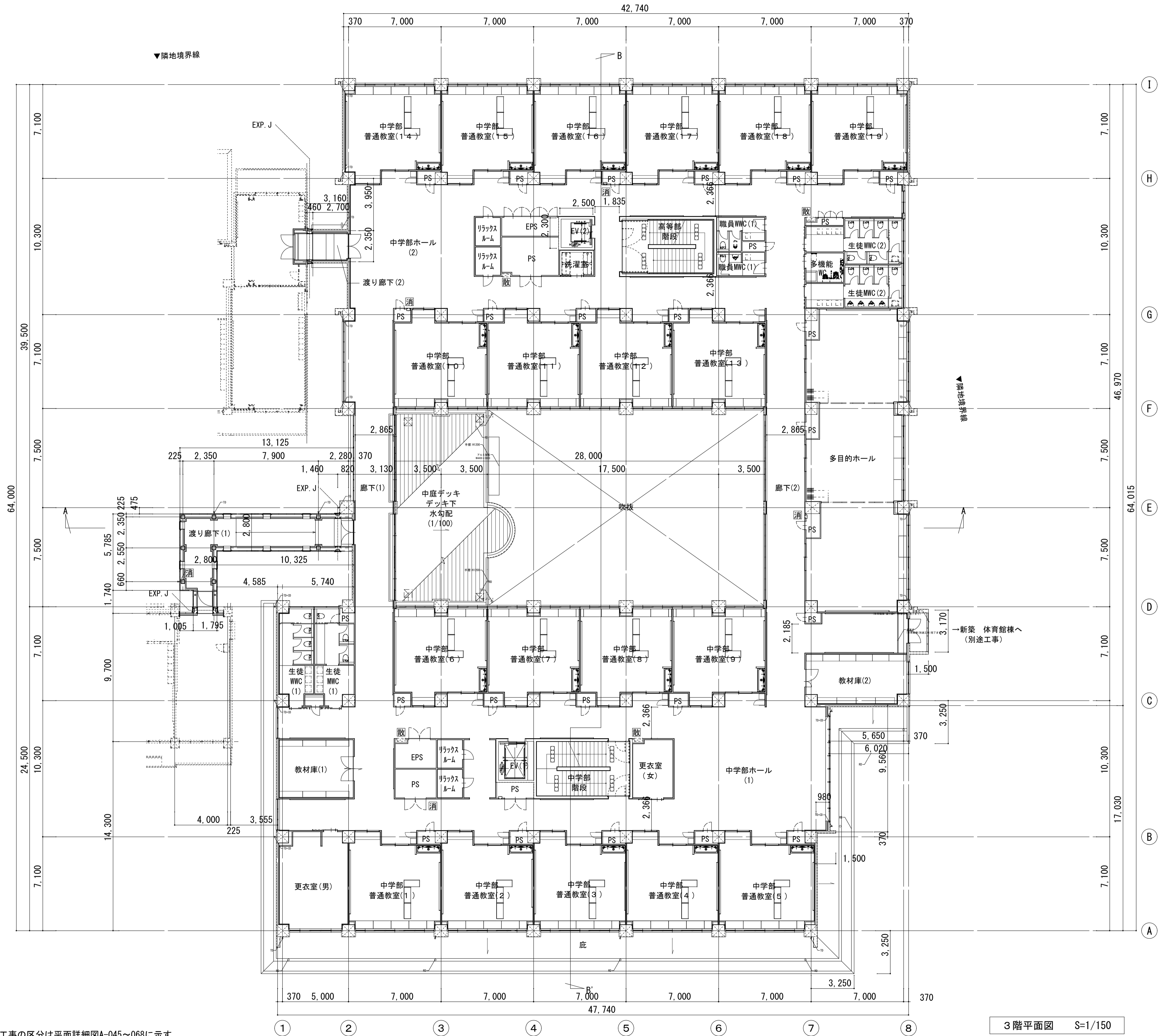
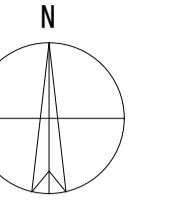


※備品工事及び本工事の区分は平面詳細図A-045~068に示す。

2階平面図 S=1/150

凡例	フリーアクセスフロア範囲
RD	ルーフトレン
HD	横走りルーフトレン
CD	中継ドレン
TD	縦樋
敷	補助散水栓(消火器BOX付き)※設備工事
消	消火器BOX
床	床下点検口
丸	床下点検口(ウッドデッキ部)
○	丸環

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構他工事	●図面番号 A-027	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	●図面名 2階平面図	●縮尺 A1:1/150	

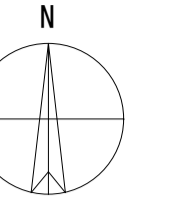


※備品工事及び本工事の区分は平面詳細図A-045~068に示す。

3階平面図 S=1/150

凡例	フリーアクセスフロア範囲
RD	ルーフトレン
HD	横走りルーフトレン
CD	中継ドレン
TD	壁樋
⊕	補助散水栓(消火器BOX付き)※設備工事
☒	消火器BOX
⊗	床下点検口
⊕	床下点検口(ウッドデッキ部)
⊙	丸環

徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	R6 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構他工事	A-028	
	●図面名	●縮尺	
	3階平面図	A1:1/150	

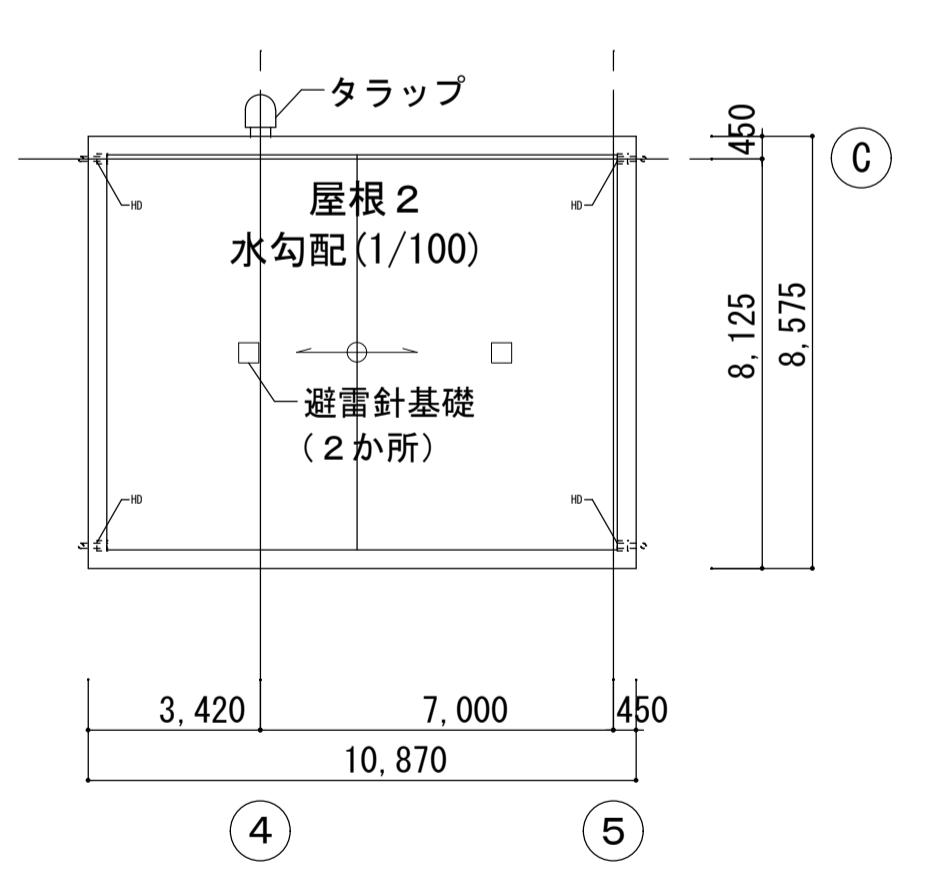
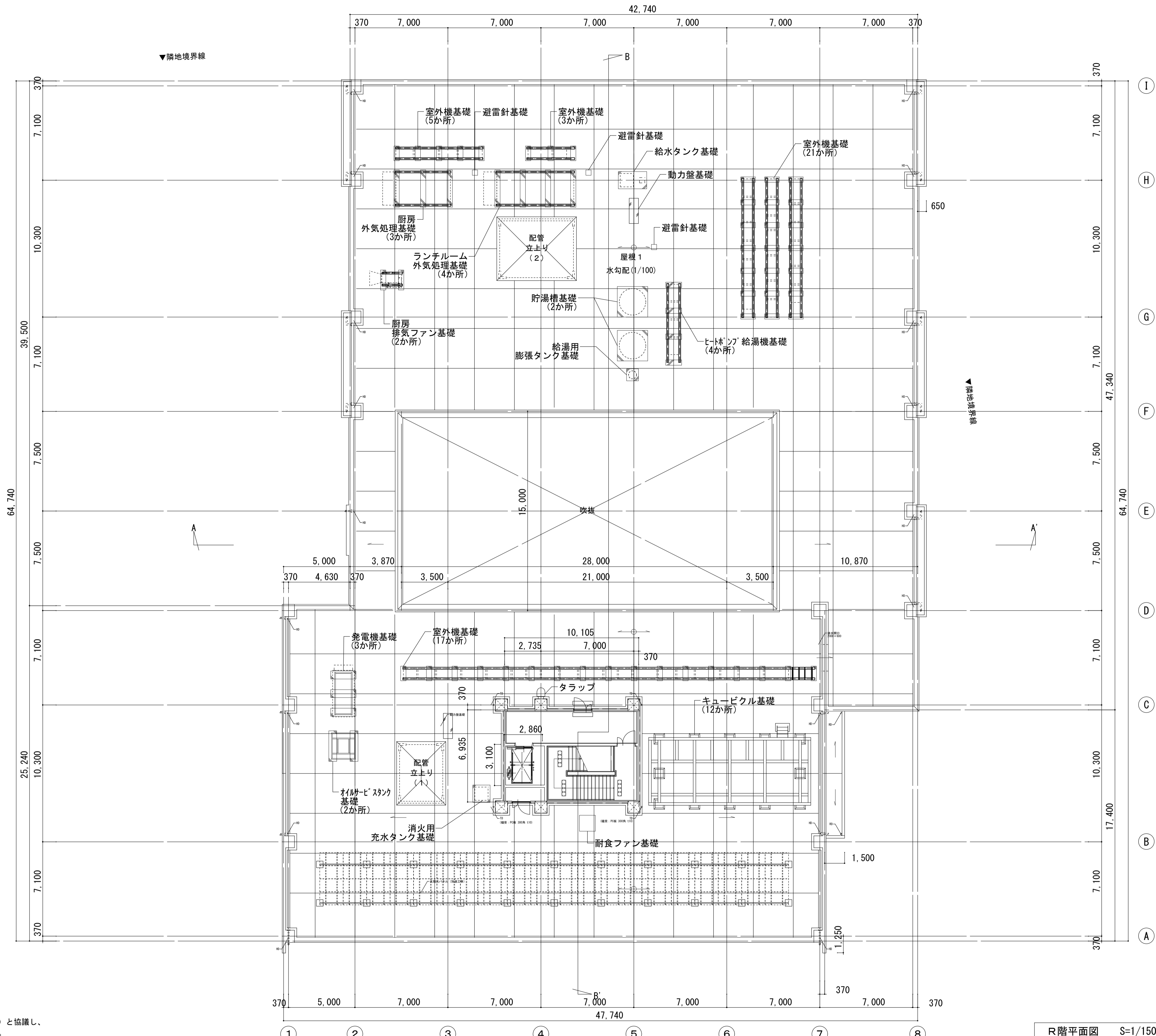


凡例	フリーアクセスフロア範囲
RD	ルーフトレン
HD	横走りルーフトレン
CD	中継ドレン
TD	縦樋
敷	補助散水栓(消火器BOX付き)※設備工事
消	消火器BOX
床下点検口	床下点検口
床下点検口(ウッドデッキ部)	床下点検口(ウッドデッキ部)
丸環	丸環

4階平面図 S=1/150

※備品工事及び本工事の区分は平面詳細図A-045~068に示す。

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構他工事	●図面番号 A-029	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	●図面名 4階平面図	●縮尺 A1:1/150	



P H階平面図 S=1/150

凡例	記号	説明
	斜線	フリーアクセスフロア範囲
	RD	ルーフトレン
	HD	横走りルーフトレン
	CD	中継ドレン
	TD	縦樋
	■	補助放水栓(消火器BOX付き)※設備工事
	□	消火器BOX
	△	床下点検口
	◇	床下点検口(ウッドデッキ部)
	○	丸環

R階平面図 S=1/150

※設備基礎について、設備工事（別発注）と協議し、監督員と協議の上、位置を決めること。

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構他工事	●図面番号 A-030	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	●図面名 R階、PH階平面図	●縮尺 A1:1/150	